

## ◆コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置

**減税** 中小企業者等の令和3年度の固定資産税の減免②

特例の対象になる「事業用家屋」とは？

非居住用家屋であって、工場などの事業用の建屋等を想定

※土地、個人の所有する居住用の家屋は対象外

※事業用と居住用が一体となっている家屋は、事業専用割合に応じた部分が対象

認定経営革新等支援機関の確認とは？（当所は認定支援機関です）

(1) 中小企業者等の確認

個人：「常時使用する従業員の数が1,000人以下である旨の誓約書」

法人：「登記簿謄本の写し」等（資本金）、「大企業の子会社等でない旨の誓約書」

共通：「性風俗関連特殊営業を行っていない旨の誓約書」

(2) 事業収入の減少の確認

令和2年2月～10月の期間で任意の連続する3月の事業収入の合計が、前年同期と比べ30%または50%以上減少を会計帳簿等で確認

※事業収入には、給付金・補助金収入、事業外収益は含まない

(3) 特例の対象になる家屋の居住用・事業用割合の確認

青色・白色申告決算書等で事業用の部分を確認

※以上3点を確認致します。



## ◆HPのアクセス解析して集客アップにつなげよう！

～佐賀県よろず支援拠点 無料セミナー開催～

“感覚”や“何となく”ではなく、キーワード調査やアクセス解析を用いてニーズを把握し、「効果の出るWebサイト構築」についてお話いただきます。

【日時】令和2年12月1日(火) 10:00～11:30

【講師】佐賀県よろず支援コーディネーター 水町 嘉宏 氏

【会場】鳥栖商工会議所 【定員】5名 【参加費】無料



※講師は、株式会社ライブドアを経て、平成23年2月に佐賀市で起業。Webサイト及びネットショップの企画・構築・運用サポートやWebサイトへの集客プランニング、運用、コンサルティングサービスを提供しています。

## ◆小規模事業者持続化補助金＜コロナ特別対応型＞

～第5回受付締切：令和2年12月10日(木) [郵送：必着]～



新型コロナウイルスが事業環境に与える影響を乗り越えるために、具体的な対策（A サプライチェーンの毀損への対応、B 非対面型ビジネスモデルへの転換、C テレワーク環境の整備）に取り組む小規模事業者等が、地域の商工会議所の助言等を受けて経営計画を作成し、その計画に沿って地道な販路開拓等に取り組む費用の2/3を補助されます。補助上限額は100万円です。

申請を希望される方は、当所までご連絡ください。

【対象】小規模事業者（製造・建設業は従業員20名以下、小売・サービス業は同5名以下）で補助対象経費の6分の1以上が、上記要件A～Cいずれかに合致する投資であること。

作成者：中小企業相談所 山本